

【民事訴訟法】

【設例】

AとBの間でA所有の土地家屋につき売買契約が締結され、代金4500万円のうち4000万円が支払われ、残金は3ヵ月後の引渡し時に支払うとの約定で、所有権移転登記がなされた。

後になってAは、売買契約に錯誤があり無効だとして、Bに対して所有権に基づく抹消登記請求訴訟を水戸地裁に提起した（甲訴訟）。

次の各問に答えよ。

- (1) 甲訴訟において、売買契約の成立と錯誤の有無が争点になった。これらの争点について証明責任を負うのは誰か。証明責任の意義と分配基準に触れつつ、論じなさい。
- (2) 裁判所は、錯誤と認定できず、契約は有効であるからBに所有権が移転したと判断して、Aの請求を棄却した。Aが東京高裁に控訴したが、控訴は棄却され、判決が確定した。その後、今度はBがAに対して、売買契約に基づき土地家屋の引渡請求訴訟と所有権確認訴訟を提起した（乙訴訟）。甲訴訟の判決の既判力は乙訴訟に及ぶか。既判力が生じる判断に触れつつ、論じなさい。
- (3) 上記と異なり、甲訴訟が係属中に、BがAに対して、売買契約に基づき土地家屋の引渡請求訴訟と所有権確認訴訟を水戸地裁に提起した（丙訴訟）。裁判所は丙訴訟をどう扱うべきか。民訴法142条の適用の可否に触れつつ、甲訴訟が第一審に係属中の場合と控訴審に係属中の場合に分けて、論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、(1)、(2)、(3)と見出しをつけて記入しなさい。